

令和4年度電子申請・届出システム再構築業務に関する情報提供依頼（RFI）

1. 目的

行政手続きのオンライン化を推進するため、いつでも、どこでも、どなたでも簡単にオンライン手続きができる状況を目指し、現在運用している電子申請・届出システム（以下、現行システムと言う）の機能に加えて、スマートフォンへの対応などUI・UXの向上、電子認証（マイナンバーカード等の公的個人認証等）及び電子納付（クレジットカード等における決済）などの機能に対応した新システムへの再構築を予定しています。

本情報提供依頼は、当該事業を実施するうえでの予算規模等を把握するために実施するものです。

2. 業務概要

（1）三重県における電子申請・届出システムの構築、運用経緯

平成20年度に現行システムへの再構築を実施し、県民サービスの向上や業務効率化等を目的とした機能改善を行いながら運用している。現行システムの概要は下記表のとおり、行政手続きの申請や様式のダウンロードなどの機能を有しています。

「三重県電子申請・届出システム」<https://www.shinsei.pref.mie.lg.jp/navi2/index.html>

現行システムにおける機能、サービス概要

機能名	電子申請・届出機能	手続きナビゲーション
機能説明	登載している手続き等に対して申請や届出が行える機能	各種手続きの制度概要、担当所属などの手続き方法や、様式のダウンロードなどを公開するサービス
登載件数等	手続き・申込・アンケート 約600件	手続き数 約2,000件 様式数 約3,000件
実績等	職員採用試験申込み、自動車税住所変更届け等、令和2年度で約57,000件の手続き等が行われた。	令和2年度で約270,000件がダウンロードされた。
備考	電子認証、電子納付に対応していない。	様式データは、Microsoft社のワードやエクセル形式、Adobe社のPDF形式等で提供している。

(2) 現行システムと新システムの変更点

現行システムで未実装の電子認証や電子納付への対応及び、県民側と職員側の両方にとって使いやすい UI/UX の実装、県民サービスの向上及び業務の効率化を目指すとともに、安全性、信頼性、セキュリティの確保を基本とし、将来の拡張性にも十分対応できるシステムとします。

(3) 業務内容

委託業務内容の詳細は、資料 1「令和 4 年度電子申請・届出システム再構築業務仕様書（案）」をご確認ください。

(4) 再構築のスケジュール

令和 4 年度に新システムへの再構築を実施し、令和 4 年 10 月 1 日からの稼働を予定しています。

3. 依頼内容

- (1) 資料 1「令和 4 年度電子申請・届出システム再構築業務仕様書（案）」をもとに、機能要件確認表（資料 2）、見積書（別紙 3）を作成して提出してください。見積書は、県単独と県市町共同利用の 2 種類を提出してください。なお、県市町共同利用については、市町共同利用先が参加する場合の経費の考え方についても記してください。また、現在のフォームを移行するための費用については、複数の項目による条件分岐など比較的高度な作りこみをしている汎用申請フォームと、単純なアンケートフォームや参加申し込みなどの簡易申請フォームを分けて積算してください。
- (2) 見積もりいただいたシステムについて、システムに関する確認票（別紙 4）に記載した項目について回答ください。また、システムの機能概要（任意様式）を提出してください。また、その他、特に別途説明が必要な場合は資料を添付してください。（添付資料は可能な限り PDF ファイル・A 4 判サイズでお願いします）

4. 情報提供資料の提出方法について

- (1) 提出様式・部数
 - ①別紙 1：情報提供資料（1 部、電子媒体 1 式）
 - ②資料 2：機能要件確認表（1 部、電子媒体 1 式）
 - ③別紙 3：見積書（各 1 部、電子媒体 1 式）
 - ④別紙 4：システムに関する確認票（1 部、電子媒体 1 式）
 - ⑤提案補足資料（1 部、電子媒体 1 式）
- (2) あて先
三重県知事あて
- (3) 受付期限
令和 3 年 9 月 1 日（水） 17 時までとします。

※期限延長を希望される場合はその旨ご連絡ください。

(4) 提出先・問合せ先

三重県 デジタル社会推進局 スマート改革推進課 スマート県庁推進班

担当：庄山

住所：〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話番号：059-224-2796

電子メール：it@pref.mie.lg.jp

5. 注意事項

- (1) 本資料による情報提供依頼は、事業に関する内容や予算規模を検討するための手段であって、契約を前提としたものではありませんのであらかじめご了承ください。
- (2) 資料の提供にあたって、既存の提案資料、パンフレット等をご活用いただいて構いません。
- (3) ご提供いただいた情報については、当組織内で使用するものであり、御社に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例（平成20年12月25日条例第54号）で定義する公文書になりますので、開示請求があった場合は、御社へ確認（第三者照会）したうえで、請求者に対して公開を行います。
- (4) 情報提供いただいた情報・資料については、返却いたしません。
- (5) 本情報提供依頼に関する質問については、質問票（別紙2）により、上記4（3）の期限までにメールによりお送りください。期日までにお寄せいただいた質問に対する回答については、三重県のWebサイトに掲載します。
- (6) ご提供いただいた情報に関して、後日問い合わせさせていただく場合があります。
- (7) 本情報提供依頼に係る資料の作成、提出等に要する費用は各提案者のご負担でお願いします。

6. 添付資料

- ・資料1 業務委託仕様書（案）
- ・資料2 機能要件確認表
- ・別紙1 情報提供資料
- ・別紙2 質問票
- ・別紙3 見積書
- ・別紙4 システムに関する確認票